**１３　避難所協力**

避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものですが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定されます。災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を担う状況が考えられます。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する確率が高いことも含め、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておくことが重要です。

東日本大震災では、被災した地域が極めて広範囲にわたったため、避難所となった学校は最大で５８１校にのぼり、長期にわたり教職員が避難所運営の中心的な役割を担うことになった例が多く見られました。しかし、学校支援地域本部を設置するなど地域と日頃から連携していた学校では、地域の自治による避難所運営に円滑に移行でき、教職員が児童生徒等の安否確認や授業再開に向けた業務に専念することができたという事例も報告されています。

**１　教職員の協力体制の整備**

学校施設が避難所となる場合には、おおよそ下図のようなプロセス（一例）が考えられます。各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、 教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておくことが必要です。 その際、教職員の勤務時間帯であっても休暇や出張等で教職員が不在の場合や、勤務時間外では教職員が学校に参集するのに一定の時間が必要であること等により、少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生することを考えておくことが大切です。また、児童生徒等の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、児童生徒等と避難者のスペースや動線を分けておく必要があります。



**２ 避難所協力の進め方**

市町村防災担当課との協議により、自校の防災体制の検証と対応策の整備を行う。

1. 協議の準備（自校の防災体制の確認等）
2. 市町村防災担当との協議（課題抽出や解決等の調整）
3. 学校の体制の整備（協議を踏まえた自校の体制づくり）
4. 協議の場の継続（学校引継ぎ事項としての整理）
5. 合同訓練等による連携体制の構築

（市町や地域と継続して協力・連携していく環境づくり）

**３　学校が避難所になった場合の運営方策**

　　大規模災害が発生した場合は、学校が市町村により避難所として指定されているか否かに関わらず、学校に地域住民や帰宅困難者が避難してくることも想定されるため、次の各事項についても確認しておくことが必要です。

　・教職員の具体的な参集・配備の在り方や役割分担

　・学校が避難所になった場合の開設や組織の立ち上げについての方法

　・教育活動の円滑な再開を見据えた、避難所としての学校施設の利用計画

　・学校施設・設備の被害状況の把握方法

　・避難者の把握方法

　・高齢者、障害者、妊婦等の配慮を要する者やペットを連れた避難者への対応

　・水や食料等の確保や備蓄品の配分方針及び方法

　・防災担当部局や教育委員会との情報連絡の在り方

　・地域の自治組織やボランティア等との連絡・調整及び避難者との情報共有の在り方

・感染症対策として、避難者同士の間隔を十分にとり、換気の徹底、発熱者の対応スペースを検討

**４　教職員の避難所運営の協力業務**

　　大規模災害の発生時において、やむを得ず学校の教職員が避難所運営の協力を行わざるを得ない場合に備えて、必要な取組み等を進めていくことが必要です。

　　　＜これまでの大規模災害において、教職員が避難所運営の主な協力業務＞

　　・避難者の把握と名簿の作成

　　・教職員、地域の自治組織の代表やボランティア等を中心とした避難所運営のための組織の立ち上げ

　　・関係機関への情報伝達と報告

　　・備蓄品や救援物資の管理と仕分け、配布

　　・地域の自治組織やボランティア等との連絡・調整　等

**５　チェック項目**

□　市町村防災担当課との協議内容を確認する

□　市町村防災担当課との連絡方法を確認する

□　一時避難場所として開放できる施設（体育館・格技場等）を確認する

□　市町村担当課との鍵の引き渡し方法等を確認する